

第一実業グループ サプライヤー行動指針

Supplier Conduct Guidelines

2026年2月制定

目次

■ はじめに	3
■ サプライヤー行動指針	
1. 倫理観の保持および法令遵守	4
2. 人権の尊重	4
3. 環境への対応	5
4. 労働安全衛生	6
5. 安全・品質	6
6. 公正な企業活動	7
7. 情報セキュリティ	8
8. 地域社会参画と発展の貢献	9
9. 情報開示	10

はじめに

第一実業グループは、経営理念「人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに」のもと、社会や環境の変化に柔軟に対応し、コンプライアンスをはじめとする社会からの要請に応えることで、企業の持続的な成長と社会への貢献を両立させることを目指しています。

その実現には、持続可能なサプライチェーンの構築が重要な課題であると認識しており、お取引先の皆様のご協力が不可欠と考えます。そこで、当社グループと共に取り組んでいただきたい事項を、サプライヤー行動指針としてまとめました。

お取引先の皆様には、本指針の内容をご理解いただき、積極的に取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

1. 倫理観の保持および法令の遵守

(1) 倫理観の保持

高い倫理観を保ち、良識と責任をもって行動します。

(2) コンプライアンスの徹底

- ① 法令遵守は経営の根幹であると認識し、各国・地域の法令を遵守します。
- ② 法令違反その他のコンプライアンス上の問題について報告体制を確保し、通報者の秘密を厳守しながら迅速に調査を行います。通報者および調査協力者のプライバシーを保護し、不利益な取り扱いをしません。

2. 人権の尊重

(1) 人権の尊重

- ① 人権を尊重し、いかなる場合においても、個人の尊厳を守ります。
- ② 人権に関する各国・地域の法令および国際規範を遵守します。
- ③ 事業活動が人権に与える影響を認識します。人権の侵害、またはそれらを助長する企業や団体等との取引、パートナーシップなどのあらゆる連携を行いません。

(2) 強制労働・児童労働・人身売買の禁止

いかなる場合も、強制労働、児童労働、人身売買を認めません。またサプライチェーンにおいてもこれらを許容しません。

(3) 差別の禁止

いかなる場合も、性別、人種、出生、国籍、宗教、思想、年齢、身体上のハンディキャップ、その他個人的な特性に基づいた差別は行いません。

(4) ハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のあらゆる形態のハラスメントを認めません。

(5) 先住民及び地域住民の権利

各国・地域の法令及び国際的取り決めに従い、先住民及び地域住民の権利と文化を尊重し、権利侵害を防止します。

3. 環境への対応

(1) 地球環境の保護と汚染防止

地球温暖化を始めとする環境問題の解決に貢献するとともに、有害廃棄物・汚染物質の削減と適正処理に取り組み、大気・水・海洋・土壌の汚染防止に努めます。

(2) 気候変動への取り組み

脱炭素社会の実現を目指し、事業活動において、温室効果ガスの排出削減およびエネルギー使用の効率化など気候変動による影響の軽減に向けた取り組みを積極的に推進します。

(3) 資源の有効活用

森林・水等をはじめとする限りある資源を有効利用するため、環境マネジメントシステムを活用し、省資源、廃棄物削減、水使用削減、再資源化等に積極的に取り組み、サステナブルな製品サービスの提供に努めます。

(4) 生物多様性の保全

事業活動が生物多様性に影響を与えることを認識し、生物多様性に配慮した活動を推進します。

(5) 環境関連法令遵守

事業活動を行う上で化学物質を含む環境に関する各国・地域の法令、規則、協定等を遵守します。また、サプライチェーン上にある全ての関係先に環境保護を求めます。

4. 労働安全衛生

(1) 公正な雇用・労働・処遇

- ① 労働安全衛生に関わる各国・地域の法令を遵守し、健康・安全に配慮した働く人に優しい職場環境を整備します。
- ② 公正な人事・処遇制度の構築とその適切な運用に取り組めます。
- ③ 均等待遇原則を尊重し徹底するために、各国・地域の雇用・労働に関する法令に従い、国籍、信条、社会的身分などを理由に、賃金、労働時間その他の労働条件につき差別的な取り扱いは一切行いません。
- ④ 労働時間については、各国・地域の法令に従う事はもとより、過剰労働時間の削減に努めます。
- ⑤ 賃金については、法定最低賃金の支払いはもとより、最低賃金を上回る生活賃金の支払いを行う事に努めます。
- ⑥ 各国・地域の法令に則り、結社の自由と団体交渉権を尊重することで、より公正な労働環境の実現を目指し、役職員の幸福と企業の持続的な成長を両立させます。

5. 安全・品質

(1) 安全・品質の確保

製品やサービスの安全・品質に関する各国・地域の法令を遵守し、自社の品質基準および顧客の要求事項を満たす製品やサービスを提供します。

(2) 安全・品質情報の提供

製品やサービスの安全・品質情報については、必要な情報を適切に提供します。

(3) 事業継続

大規模な自然災害等の脅威によって、製品やサービスの提供に支障が生じる場合に備え、事業継続計画（BCP）などの運用体制を構築します。

6. 公正な企業活動

(1) 公正かつ自由な取引

事業活動を行う各国・地域において適用される独占の禁止、公正かつ自由な競争・取引に関する法令や規則を遵守します。また、そのような行為に該当すると疑われる行為を行いません。

(2) 輸出入関係法令の遵守

- ① 製品やサービスの輸出入にあたり、各国・地域の関連法令を遵守します。
- ② 国際的な平和と安全の維持を妨げる製品、部品材料または情報を輸出することがないように、兵器転用や規制地域への輸出の可能性を厳重に確認し、適正な手続きを行います。

(3) 責任ある調達

- ① 事業活動はサプライチェーンにおける多くの企業や人々からの協力の下に成り立っていることを認識し、誠実で適正な取引を徹底し、責任ある調達を行います。
- ② 紛争鉱物、木材・紙製品等、人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となる原材料の使用に配慮した調達を行い、使用した原材料のトレーサビリティの確保に努めます。

(4) 個人的利益相反行為の禁止

職務上の地位や権限を乱用し、または職責に反して、個人の利益を図ったり、または会社の利益を損なうことはしません。

(5) インサイダー取引の禁止

インサイダー取引規制の趣旨を理解し、重要情報の取扱等については、各国・地域の関連法令および社内規則を遵守します。公になっていない自社または他社の重要事実を知った場合、株式等の取引は行いません。

(6) 贈収賄・腐敗行為の防止

- ① 国内海外を問わず、公務員またはこれに準ずる者に対して賄賂、贈与、接待などの各国・地域の法令に違反する行為を一切行いません。
- ② 取引先への過剰な贈答・接待は行いません。

(7) 組織的犯罪への関与の禁止

テロ行為、麻薬取引、マネーロンダリング等の組織的犯罪に関与しません。

7. 情報セキュリティ

(1) 知的財産の尊重・活用

- ① 自社の知的財産の価値を正しく理解し、業務上生じた発明・考案・意匠等の権利を保全し迅速な権利化を図り、これを適切に利用します。
- ② 第三者が所有する知的財産を尊重し、製品・技術の研究・開発・販売などにおいて、権利侵害を未然に防止します。

(2) サイバー攻撃に対する防御

- ① 機密情報や個人情報を含む情報システムへのアクセス管理を徹底し、不正な侵入、改ざん、漏えい、紛失、破壊および利用妨害から守るために、社内規則に則り、情報を取り扱います。
- ② サイバー攻撃等、コンピューター・ネットワーク上の脅威への対策を講じ、被害が最小限に留まるようにします。
- ③ 情報セキュリティに関する、インシデントが発生した場合の対策および体制を継続的に見直します。

(3) 機密情報の管理

- ① 機密情報の管理を徹底し、これを第三者に漏洩させません。また、業務以外の目的のために、機密情報を使用しません。さらに、第三者から開示を受けた機密情報も会社の機密情報と同様に取り扱います。
- ② 定められた手続きを経ずにこれらの情報を開示することや、漏えいさせることはなく、本来の目的以外の使用、および関係者以外の閲覧は、許容しません。

(4) 個人情報の保護

会社が有する個人情報は、これを厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。また、各国・地域の法令で認められる場合等の正当な理由がない限り、本人の承諾なく、外部に開示しません。

8. 地域社会参画と発展への貢献

(1) 地域文化等の尊重

地域の文化や慣習を尊重した事業活動を行うと共に、事業を通じた地域社会の発展に貢献します。

9. 情報開示

(1) 適切な情報開示

各国・地域の関係法令に従い、社会から求められる会社情報を適時かつ正確に開示し、事業活動の透明性を高めます。

2026年2月制定